

中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

昭和三十一年十月一日

条例第十四号

第一条 中央区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の給与及び旅費並びに勤務条件は、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第二条 教育長の給料の額は、月額八十三万三千円とする。

第三条 教育長が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種目は、中央区長等の給料等に関する条例(昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号。以下「条例」という。)第三条第二項に規定する種目とし、その額は、条例の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。

第四条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、手当を支給することができる。

第五条 削除

第六条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、中央区職員の例による。

2 前項に定めるもののほか、教育長の勤務時間その他の勤務条件に係る承認その他の決定は、中央区教育委員会が行うものとする。

第七条 給料及び旅費の支給方法並びに手当の種類、額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、条例に定めるものの例による。